

審 査 基 準

平成30年2月5日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、及び同項ただし書の政令で定める通知をしたときにあつては8日間（行政庁の休日は含まれない。）、第5条の規定による届出を受理したときにあつては2日間（行政庁の休日は含まれない。）とする。
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課
問 い 合 わ せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係(092-641-4141 内5175)
備 考：